

## その他：アスベスト（石綿）健康被害救済制度

### ■支援制度の概要

アスベスト（石綿）による健康被害の迅速な救済のために、アスベストによる健康被害を受けた方およびそのご遺族に対し医療費等の給付を支給する制度です。

アスベストによる健康被害は、仕事により発症したときは労災保険の対象となります。この制度は、労災保険の適用とならない被害者（※1）を迅速に救済するための制度として、平成18年に始まりました。

アスベストの健康被害であると認定されると、療養中の方への医療費や、遺族への遺族給付を支給する「救済給付」、時効により労災保険の給付を受けられなくなった労働者の遺族に支給する「特別遺族給付金」の給付が受けられます。

※1 労働者が持ち帰った作業着等に付いた石綿を吸い込んだ家族、アスベスト作業をしていた場所の周辺住民、時効によって労災保険の給付を受ける権利がなくなってしまった方など

### ■対象者

アスベストによる健康被害で救済給付の対象となる次の「指定疾病」に罹患している方

- ① 中皮腫
- ② 肺がん
- ③ 著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺
- ④ 著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚

### ■利用方法

申請窓口（独立行政法人環境再生保全機構、保健所など）に申請を行い、日本国内においてアスベストを吸入することにより指定疾病にかかった者またはかかって死亡した者の遺族である旨の認定を独立行政法人環境再生保全機構から受けます。

### ■申請時期

肺がん（原発性）や中皮腫等の健康被害が生じ、原因がアスベストである可能性があるとき

### ■相談・受付窓口

- ・ 独立行政法人環境再生保全機構および環境省地方環境事務所
- ・ 保健所

## ■よくある質問（Q&A）

Q1：中皮腫と診断されましたが、どこでアスベストを扱ったかわからない場合でも、労災認定を受けられるのでしょうか？

A1：受けられる可能性があります。アスベストを取り扱った場所がよくわからない場合でも、最寄の労働基準監督署にご相談ください。監督署において、詳しい聞き取りや必要な調査を行います。その結果、仕事の中皮腫の原因であると認められれば、労災認定が受けられます。

Q2：家族が肺がんで亡くなったのですが、アスベストが原因と思わずに、労災の申請をせず、10年以上経過してしまいました。何らかの救済は受けられますか？

A2：受けられる可能性があります。平成23年8月に石綿健康被害救済法が改正され、石綿によって健康被害を受けた方々の救済を充実されました。これにより、遺族の方に支給される特別遺族給付金については、「平成28年3月26日までに亡くなった労働者等の遺族」に支給対象が拡大されています。

参考：独立行政法人環境再生保全機構ホームページ